

## 吉野町 関係人口創出 短期滞在支援事業（&YOSHINO）協力施設 募集要項

吉野町では、令和8年度より、通常の観光では体験できない地域との交流や体験を提供し、将来的な地域活性化を図る「短期滞在プログラム &YOSHINO」をスタートしました。

本事業の趣旨にご賛同いただき、参加者滞在時の宿泊先としてご協力いただける「指定宿泊施設」を以下のとおり募集します。

### 1. 事業の目的

町外に住む「吉野町と関わりをもちたい」、「吉野町を応援したい」という意欲のある参加者に対し、地域との交流の機会の提供及びその滞在に伴う宿泊費の一部を助成することで、地域住民との継続的な関係性を築くことを目的としています。

### 2. 協力施設（指定宿泊施設）の要件

本事業の協力施設は、次に掲げる要件をすべて満たす必要があります。

#### ①所在地および営業実態

- ・吉野町内に所在する宿泊施設であること。
- ・旅館業法及び住宅宿泊事業法（民泊新法）の法令に基づき、適正に宿泊事業を行っていること。

#### ②事業趣旨への賛同と意欲

- ・本事業の趣旨（関係人口創出・地域活性化）に賛同いただけること。
- ・単なる宿泊提供にとどまらず、地域住民との交流や地域活動（農作業・行事等）を行う参加者を支援する意欲があること。

#### ③受け入れ体制

- ・1組2名まで、最大2泊3日の滞在を受け入れられる体制があること。

#### ④事務手続きおよび安全管理への協力

- ・後述する助成金の精算（参加者からの徴収および町への請求事務）に対応いただけること。
- ・町が定める安全管理体制を理解し、滞在中の事故に備えた保険（町負担）の加入等に協力いただけること。
- ・滞在中に発生した損害（町の責めに帰すべき事由がある場合を除く）について、町が責任を負わないとする免責事項に合意いただけること。

### 3. 滞在する参加者について

本事業で滞在する参加者は、以下の条件を満たす方々です。

- ・ 吉野町に貢献したいという熱意ある 18 歳以上の学生や社会人。
- ・ 滞在中、1 日 2 時間以上の地域活動（農作業や行事の手伝い等）に従事する者。
- ・ SNS 等で町の魅力や滞在の様子を発信する意欲のある者。
- ・ 心身共に健康であり、公序良俗に反する行為や営利・宗教・政治目的の活動を行わない者。

#### 4. 助成金と精算の仕組み

助成額：町が 1 人 1 泊あたり最大 3,300 円を助成します（上限 2 泊 3 日）。

支払方法：参加者は、宿泊代金から助成額を差し引いた金額を施設に支払います。

町への請求：施設は、助成相当額（差額分）を後日、町へ直接請求してください。

#### 5. サポート体制

施設側の負担を軽減し、円滑な受け入れを実現するため、以下のサポートを行います。

案内人の配置：案内人は、参加希望者への事前カウンセリングやマッチングの相談に応じますが、実際の宿泊予約は参加者本人が施設へ直接行います。

事前面談：案内人がオンライン等で事前面談を行い、滞在の適否を判断した上で受け入れを決定します。

保険の加入：滞在中の事故等に備え、町が費用を負担して傷害保険等に参加します。

#### 6. お問い合わせ・お申し込み

吉野町役場 協働のまち推進課 担当（松田）まで

TEL : 0746-32-3081

e-mail : kyoudou\_s@town.yoshino.lg.jp